

[研究ノート]

ファルヴォ事件連邦最高裁判所判決 全訳と解説
—アメリカ合衆国FERPAにおける「教育記録」の定義と第三者開示—
Owasso Independent School District No.I-11 v. Falvo (U.S.2002, 534 U.S. 426) :
Definition and Disclosure of 'Educational Records' in the FERPA
(Family Educational Rights and Privacy Act) of the United States

榎崎 洋一郎
Yoichiro Narazaki

要旨：日本の指導要録・調査書の開示請求をめぐる議論に、アメリカ合衆国の「家族の教育上の権利およびプライバシーに関する法律」いわゆる「FERPA」が影響を与えた。本稿では、まず、FERPAについて解説を付し、次に、「教育記録」の定義と第三者開示が争点となったファルヴォ事件連邦最高裁判所判決（Owasso Independent School District No.I-11 v. Falvo (2002)）の全訳を示した。最高裁判所判決の最大の意義は、学校で教員が用いる教育的な根拠のある教育方法が、プライバシーの権利の概念から過度の制約を受けないように配慮したことである。近代以降の学校教育は集団で行われてきており、その教育的な意義・効果にも十分留意せねばならない。

キーワード：FERPA、評価、教育記録、第三者開示、Falvo判決

はじめに

日本では、1990年代前半、全国の自治体で児童生徒・保護者から個人情報保護条例に基づく指導要録・調査書の開示請求が相次いだ¹⁾。学説・判例・行政実務では、開示消極説²⁾と開示積極説³⁾に分かれて激しく議論を展開した。他方、1990年代後半から現在に至るまで、個人情報保護条例に基づく指導要録・調査書の記載の訂正請求がいくつかなされている⁴⁾。このような日本の議論に少なからず影響を与えたのが、アメリカ合衆国で1974年に成立した「家族の教育上の権利

-
- 1) 教育情報開示弁護団＝教育情報の開示を求める市民の会『内申書・指導要録の開示に関する審査会答申集（増補版）』（1996年）、兼子仁＝藤原淳一郎＝藤原静雄＝野村武司編『情報公開等審査会答申事例集』（ぎょうせい、1998年）を参照。
 - 2) 下村哲夫「教育情報自己開示請求」堀部政男編『情報公開・個人情報保護』ジュリスト増刊（1994年）257頁、平松毅「内申書」及び「指導要録」開示の判断基準・再論』法と政治45巻4号（1994年）7頁、内野正幸「教育情報の開示」井出嘉憲＝兼子仁＝右崎正博＝多賀谷一照編『講座・情報公開』（ぎょうせい、1998年）455頁などを参照。
 - 3) 竹中勲「調査書（内申書）の本人開示請求権」産大法学25巻2号（1991年）25頁、市川須美子「教育自己情報開示請求」堀部編・前掲注2 254頁、安達和志「学校情報の開示と生徒の個人情報権」日本教育法学会年報24号（有斐閣、1995年）134頁などを参照。
 - 4) 拙稿「生徒の教育記録の訂正について」名古屋市立大学人間文化研究8号（2007年）173頁を参照。

およびプライバシーに関する法律」(以下「FERPA⁵⁾」)である。

ところで、従来の日本の議論では、〈プライバシーの権利論〉対〈教育裁量論〉、あるいは〈法律論〉対〈教育論〉という対立構造があったように思われる。そして、ファルヴォ対オワッソ独立学区No.I-11事件第10巡回区連邦控訴裁判所2000年10月4日判決と、FERPAに関する初めての連邦最高裁判所判決となったオワッソ独立学区No.I-11対ファルヴォ事件連邦最高裁判所2002年2月19日判決は、まさにこの対立構造の下で示されたものであったと言える。最高裁判所判決に関する先行研究としては、坂田仰「アメリカの学校教育における生徒の情報プライバシー—“Falvo判決”を中心として—」がすでにあり、Falvo判決の抄訳が示されている⁵⁾。そこで本稿では、最高裁判所が、控訴裁判所の論理を採用するとどのような影響が生じると考えたのか、教育裁量を尊重するためにどのような法解釈を行ったのかなどを全て明らかにするため、Falvo判決の全訳を示す。それにより、連邦控訴裁判所が採用した〈プライバシーの権利論〉あるいは〈法律論〉と比較し、議論の対立構造を考察するための資料を得ることができる。

一 解説

1 FERPAと「教育記録」・第三者開示

(1) FERPA成立以前の生徒の個人情報保護に関する議論・判例

アメリカ合衆国の学校教育では、1950年前後、生徒の個人情報を収集して、科学的な教育活動のために利用するようになった。1960年代には、教育界でも生徒の個人情報の保護が意識され始め、生徒の個人情報の漏洩を問題視する形で議論が展開された。そして、1970年代になり、ラッセル・セージ・ガイドライン⁷⁾が提示され、生徒の個人情報に対する「開示請求権、訂正請求権、第三者開示同意権などを背景とする情報当事者自身の参加による情報管理の観点」がもたらされた⁸⁾。

FERPAに定められた生徒の教育記録に対する開示請求権、訂正削除請求権、第三者開示同意

5) 日本女子大学紀要家政学部50号(2003年)119頁。

6) FERPAに関する先行研究として、荏原明則「教育情報の公開とプライバシーの保護—アメリカの「家族の教育上の権利およびプライバシーに関する法律」(Family Educational Rights and Privacy Act)を中心として—」神戸学院法学13巻3号(1983年)21頁、中嶋哲彦「米国における生徒と親のプライバシー権—FERPAの意義と問題点—」久留米大学法学1巻1号(1988年)83頁、片山等「教育情報にかかわる「知る権利」と「情報プライバシー権」」星野安三郎先生古稀『平和と民主教育の憲法論』(勁草書房、1992年)373頁、乳原亨「教育行政における情報公開と情報保護—アメリカのFERPAの概要とその提起するものについて—」平原春好編『教育と教育基本法』(勁草書房、1996年)372頁、中嶋哲彦『生徒個人情報への権利に関する研究』(風間書房、2000年)がある。

7) Russel Sage Foundation, *Guidelines for the Collection, Maintenance and Dissemination of Pupil Records*, (New York, 1970).

8) 中嶋哲彦は、1960年代から1970年代初めまでの生徒の個人情報保護をめぐる議論の動向について、次の通りに整理する。①「1960年代には教育界でも生徒のプライバシーを保護する必要が認識されており、制度改革として、または職業的倫理の問題として生徒個人情報の管理方針の改革が検討されていた」。②「生徒個人情報保護制度に関する議論に当事者の権利と参加を保障する観点は、ラッセル・セージ財団の一連の調査研究とガイドライン設定による教育界への積極的な働きかけの成果だった」。③「ラッセル・セージ・ガイドラインの勧告は基本的に初等中等教育機関を念頭においたもので、中等後教育機関は視野に入れられていなかった」。④「FERPAの基本的枠組みもラッセル・セージ・ガイドライン継承するものだった」。中嶋哲彦・前掲注6 238-239頁。

権などは、FERPA成立以前にも裁判所がこれらの権利を憲法の修正条項を根拠とする権利として認められつつあった⁹⁾。

(2) FERPAの成立

FERPAは、1974年8月21日に第93連邦議会で、法律第380号の一部（以下「オリジナルFERPA」）として成立した。バックレー上院議員は提案理由を次の通りに述べた。第一に、「親がその子どもの学校の記録にアクセスする権利を有することを確保するように助ける」。第二に、「学生およびその親についての記録および一身上の資料等の濫用や不適切な開示を防ぐ」。第三に、「学生記録がほとんどの第三者に開示される前に、親の同意を要求する」。第四に、「子どもが一定様式の試験を受ける時などには、事前に親の同意または告知を要求する」。第五に、「教室内で使用される教授上の資料を、要求により親による審査のために使用させる」¹⁰⁾。

しかし、オリジナルFERPA成立直後から大学関係団体を中心に改正を要求する議論が提起された。そして、1974年12月31日に第93議会で、オリジナルFERPAは法律第568号により改正された（以下「改正FERPA」）。バックレー、ペル両上院議員は提案理由を次の通りに述べた。第一に、「本法の適用が及ぶ機関を『教育機関・施設』（educational agency or institution）として明確に定義した」。第二に、「親が子どもの教育記録の内容を争いうる権利…について…①聴聞を求めうる時期等…②本法の対象となる記録…③アクセスできない場合について…④手続」に関する規定を整備した。第三に、「個人の『直接的情報』（directry infomation）についての取扱をゆるめた」。第四に、「推薦状につき1975年1月1日前に作成したものを非公開」にした。第五に、「親の財産記録への学生本人によるアクセスの制限、学生によるアクセス権の放棄の法定、…教育情報を開示しうる第三者を列挙」した¹¹⁾。

(3) 改正FERPAの概要

改正FERPAは、①「生徒の親に対して、子の教育記録を閲覧し点検する権利を否定する政策を持ち、または事実上妨げる場合¹²⁾」、②「親の書面による同意を得ずに生徒の教育記録…の、個人、機関または組織への開示を認める政策を持ち、またはそのような運営を行う¹³⁾」ような

9) 中嶋哲彦は、FERPA成立以前の判例の動向について、次の通りに整理する。①「憲法修正条項にもとづいて、親には子の教育をコントロールする権利として教育権が保障されているとの主張が展開された。…しかし、その反面、生徒個人情報開示請求権は生徒が自分自身の個人情報閲覧する権利としては展開されてこなかった」。②「FERPA成立以前に教育機関の違法な判断に基づいてなされた記載の訂正削除請求を認める判決があったが、生徒個人情報の訂正削除請求権については裁判所の判断は定まっていなかった」。③第三者開示拒否権について「これは学校・教職員と親との信頼関係維持を根拠に、他の市民による公文書公開請求権の主張に対抗するものとして認められつつあった」が、「いわゆる守秘義務が免除されるコミュニケーション…などに関して、親が第三者開示を拒否する権利が認められた事例は見出されなかった」。④「収集が不当である場合、またはプライバシーを不当に侵害する情報を収集する場合に裁判所が生徒個人情報の収集制限を認めた事例があ」ったが、「学校・教職員による情報収集そのものを制約した事例は見られ」なかった。中嶋哲彦・前掲注6 269-270頁。

10) 120 cong. Rec. 13952. 荏原明則・前掲注6 38-39頁を参照。

11) *Joint statement in Explanation of Buckley/Pell Amendment*, 120 Cong. Rec. 39862-39863, 荏原明則・前掲注6 4 1-42頁を参照。

12) 20 U.S.C. Sec.1232g(a)(1)(A).

13) 20 U.S.C. Sec.1232g(b)(1).

「教育行政機関または教育機関は、連邦財政援助を利用できない」と定める。また、学校記録が「不正確でなく、誤解を与えず、生徒のプライバシーその他の権利を侵害しないことを確保する」ために、①「学校記録の内容に異議を申し立てる」権利、②「データの修正または削除」および「親の弁明書を当該記録に付け加える」ための機会を与えるため、「教育長官が定める規定に基づいてヒアリングの機会を保障されていない場合」、そのような「教育行政機関または教育機関は、連邦財政援助を利用できない」と定める¹⁴⁾。

(4) 「教育記録」の定義

改正FERPAでは、「教育記録」の定義として、「記録、ファイル、文書、その他の資料であって、(i)特定の生徒に直接関連ある情報を含み、かつ(ii)教育行政機関または教育機関、若しくはそれらのために活動する者によって保管される」ものを意味すると定める¹⁵⁾。「特定の学生・生徒に直接関連ある情報」とは、特定の学生・生徒についての事実、評価、診断等の情報であり、かつ、情報当事者である学生・生徒を特定できる情報を意味する¹⁶⁾。「教育行政機関または教育機関、若しくはそれらのために活動する者」とは、例えば、教育委員、教育委員会事務局職員、学校管理職、教職員、カウンセラー、学校心理学者、学校医、学校看護師、警備員などが含まれる¹⁷⁾。

他方、「教育記録」から除外される記録として、①教職員の個人メモ、②法執行記録、③雇用関係記録、④学生の治療・相談記録を列挙する¹⁸⁾。Falvo 事件との関連では、①教職員の個人メモの要件として、FERPA施行規則では「教職員等が単独で作成した文書であること」、「他の教職員に閲覧させないこと（ただし、臨時代替教職員への開示を除く）」に整理される¹⁹⁾。

(5) 「教育記録」の第三者開示

FERPA では、「教育記録」の第三者開示への同意権について、「親の書面による同意を得ずに生徒の教育記録の個人、機関または組織への開示を認める政策を持ち、またはそのような運営を行う教育行政機関または教育機関は、いかなる利用可能なプログラムの下でも連邦財政援助を利用できない」と定める²⁰⁾。第三者開示同意権の保障は、当事者が望まない第三者による教育記録の閲覧によりプライバシーが侵害されることを防止することを目的としている。

他方、第三者開示禁止の例外として、①正当な教育的関心を持つと認定された職員への開示、②教育プログラムの監査・評価に従事する者への開示、③経済的援助に関連する事務に従事する者への開示、④研究開発を行う組織への開示、⑤学校評価機関への開示、⑥緊急事態、⑦少年司

14) 20 U.S.C. Sec.1232g(a)(2).

15) 20 U.S.C. Sec.1232g(a)(4)(A).

16) 中嶋哲彦・前掲注6 44頁を参照。

17) 中嶋哲彦・前掲注6 44-45頁を参照。

18) 20 U.S.C. Sec.1232g(a)(4)(B)(i),(ii),(iii),(iv).

19) 34 C.F.R. Sec.99.3 “Education Records”, 中嶋哲彦・前掲注6 49頁を参照。

20) 20 U.S.C. Sec.1232g(b)(1).

法に関連して法令で開示することが容認されている場合、⑧司法命令または召喚状によって求められた開示、⑨学内暴力犯罪の容疑者に対する懲戒処分内容等の被害者への開示、⑩被扶養学生の親への開示、⑪入学・転校先への開示を列挙する²¹⁾。これらの類型に属する個人情報、親または学生の事前同意は必要なく、親または学生が開示を拒否することはできず、原則として情報当事者へ開示を告知する必要はない。また、開示記録を作成・保管しなければならず、開示された者は再開示の禁止と、使用後破棄の義務を負う²²⁾。

2 ファルヴォ事件の事実と裁判

(1) 事 実

クリスタヤ・J・ファルヴォ(Kristia J. Falvo)の3人の子、エリザベス・プレタン、フィリップ・プレタン、およびエリカ・プレタンは、オクラホマ州トゥルサ郊外のオワッソ独立学区(Owasso Independent School District No. I-11)で就学していた。この子ども達の教員は、アメリカ合衆国の多くの教員と同様に、生徒相互採点(peer grading)という教育方法を用いている。典型例としては、生徒達が相互に答案を交換して教員の指導に従って採点し、その後本人に答案を返す。教員は自分の得点を報告するように生徒達に指示する。本件では、生徒は得点を読み上げるか教卓へ行って秘密裡に得点を報告することができたという事実が明らかになっているが、この段階までで、当然、得点は採点を行った他方の生徒に少なくとも知られている。生徒相互採点と得点を読み上げるという方法の両方が、ここでは争点になっている。

1997～98年度および1998～99年度の間、ファルヴォは、生徒相互採点によってファルヴォの子ども達が恥をかかされたと主張した。ファルヴォは、生徒相互採点を禁止し教員達自身で課題を採点すること、または少なくとも生徒達が自分以外の答案を採点することを禁止することを教員達に要求する政策を採用するように学区に求めた。学区はそれを拒否したため、1998年10月、子ども達が第6、第7、第8学年であった時、ファルヴォは、学区、デイル・ジョンソン教育長、リーン・ジョンソン教育次長、およびリック・トーマス学校長に対して合衆国法典42編1983条²³⁾に基づいて集団代表訴訟を提起した。

21) 20 U.S.C. Sec.1232g(b)(1)(A),(B),(C),(D),(E),(F),(G),(H),(I),(J). 20 U.S.C. Sec.1232g(b)(6).

22) 20 U.S.C. Sec.1232g(b)(4)(A),(B).

23) 「南北戦争後もはびこる黒人に対する迫害への対応策として、南北戦争後に採択された合衆国憲法修正14条に基づき制定された1871年の市民権法に置かれた規定である。この法律はクー・クラックス・クラン法ともいわれている。州、準州、またはコロンビア特別区の制定法、条例、規則または慣習の名目のもとに連邦憲法および連邦法が保障した権利、特権若しくは免除をはく奪された者は、連邦裁判所の損害賠償または差止請求などの救済を求めることができる旨規定している」(英米刑事法研究会(田中利彦執筆)「英米刑事法研究(13)アメリカ合衆国最高裁判所2006年10月開廷刑事関係判例概観」比較法学42巻2号(2009年)318頁)。

(2) 第一審判決²⁴⁾

原告たるファルヴォとその子ども達は、被告たる学校区の生徒相互採点という教育方法が合衆国憲法修正14条およびFERPAに基づく原告の権利を侵害していたと主張した。集団代表訴訟の原告適格の存在を地方裁判所が決める前に、ファルヴォは2つの訴えについて宣言的判決および略式判決を求めた。学校区もまた、略式判決を求めて訴訟を提起した。

オクラホマ州北地区連邦地方裁判所は、合衆国教育省内の監督者からの公式発表が生徒相互採点を支持していたこと、生徒相互採点がFERPAに違反していなかったことに言及した。地方裁判所は、FERPAにおける「保管する」の文言の解釈が教育省によって適切に解釈されていたと判示した。地方裁判所は、「保管する」の文言がここで説明されている法律に及ばなかったところではFERPA違反はなかったと判断した。さらに、地方裁判所は、暫定的なテストや宿題は憲法上の保護に値する「高度に個人的な」問題ではなかったことを理由に、プライバシーの権利に基づく修正14条違反はなかったと判断した。地方裁判所は、学校区が当該訴えに対して限定的免責（qualified immunity）を認められていなかったが、訴えの利益に基づく被告を支持する略式判決は妥当であったと言及した。

結論として、地方裁判所は、学校区における生徒相互採点について法律違反を主張する訴えにおいて略式判決を求めるファルヴォとその子ども達の訴えを認めず、学校区を支持する略式判決を認めた。また、地方裁判所は、原告適格の確認を求めるファルヴォと子ども達の訴えはムートになっているとして認めなかった。

ファルヴォはその後、特別支援教育を必要とする生徒として、フィリップ・プレタンが特別支援教育を伴う個人に関する法律（以下「IDEA」）を根拠にしてフィリップの評価についてプライバシーへの期待権を持ったことを理由に、地方裁判所が修正14条に基づく訴えについてフィリップを支持する救済を認容するべきであると主張して、地方裁判所の判決の再考と説明を求めた。地方裁判所は、ファルヴォがIDEAに基づく訴えを提起しなかったことを理由に、ファルヴォが修正14条に基づく訴えを前提としてIDEAについて述べることができなかったと指摘して、この請求を棄却した。

(3) 控訴審判決²⁵⁾

ファルヴォは、オクラホマ州北地区連邦地方裁判所の判決を不服として控訴した。

控訴裁判所は、修正14条は生徒相互採点という教育方法を排除していなかったが、FERPAは排除していたと判示した。控訴裁判所はしかし、個々の被告が限定的免責を認められていたと判断した。控訴裁判所は、生徒相互採点の教育実践がFERPAに違反していたという法が明確に制定されていなかったと論じた。さらに、控訴裁判所は、限定的免責が差し止め命令のための責任

24) See, Falvo v. Owasso Independent School District No.I-11, 146 F.Supp.2d 1137; 1999 U.S.Dist.LEXIS 22692.

25) See, Falvo v. Owasso Independent School District No.I-11, 233 F.3d. 1203; 2000 U.S.App.LEXIS 35343; 2000 Colo.J.C.A.R. 5678.

から個々の被告を保護していなかったと述べた。

控訴裁判所は、憲法に基づく訴えについて地方裁判所による被告を支持する略式判決の認容を維持し、FERPAに基づく訴えについて被告たる学校区を支持する略式判決の認容を破棄した。また、FERPAに基づく訴えについて、控訴裁判所は、損害賠償による救済を求める原告の訴えについて個々の被告を支持する略式判決の認容を維持したが、差止命令を求める原告の訴えについて略式判決を破棄した。

(4) 上 告

生徒相互採点という教育実践がFERPAに違反したという被上訴人たるファルヴォの主張について、地方裁判所による上訴人、すなわち、学校区、教育長、および学校長への略式判決の認容を破棄した判決を再審査するために、第10巡回区連邦控訴裁判所に対して裁量上告が認容された。

二 【日本語訳】オワッソ独立学校区NO.I-11 対 ファルヴォ 事件²⁶⁾

合衆国連邦最高裁判所 2001年11月27日結審 2002年2月19日判決

法廷代理人

原告代理人 ジェリー・A・リチャードソン (オクラホマ州トゥルサ)

合衆国代理人 法廷助言者 エドウィン・S・クニードゥラー (ワシントンDC)

被告代理人 ウィルフレッド・K・ウェイト・Jr (オクラホマ州クレアモア)

裁判官

ケネディ裁判官の法廷意見に、レーンキスト首席裁判官、スティーヴンス、オコーナ、スータ、ブライアの各裁判官が同調した。スカリア裁判官は、法廷意見に同意する意見を付した。

法廷意見 (OPINION)

ケネディ裁判官が法廷意見を下した。

教員は、学級全体に正解を説明する時、相互に他の生徒のテストやレポート、課題を採点するように生徒に指示することが時折ある。第三者が生徒相互採点として関わるというこの教育方法は、1974年制定の家族の教育上の権利およびプライバシーに関する法律（以下「FERPA」または「Act」）に違反すると、被上訴人は主張する。当裁判所は、この争点を解決するために本件裁判を実施する。

26) Owasso Independent School District No.I-11 v. Falvo, U.S.2002; 534 U.S. 426; 122 S.Ct. 934; 151 L.Ed. 2d 896; 2002 U.S. LEXIS 619.

I

FERPAに基づき、連邦財政援助を受けている学校および教育行政機関は、一定の条件に従わなければならない（第1232条g項(a)(3)）。FERPA で定められている条件の一つは、生徒に関するセンシティブな情報は親の同意なしに第三者へ開示されてはならないということである。FERPAは、親の書面による同意なしに生徒の教育記録（またはその中に含まれる個人識別情報）の第三者への開示を認める政策や実践がある学校区に連邦財政援助は与えられないと定めている（第1232条g項(b)(1)）。この「教育記録」という文言は、FERPAでは、「教育行政機関または教育機関によって、あるいは教育行政機関または教育機関のために活動する人によって保管される」、生徒に直接関連する情報を含む「記録、ファイル、文書、およびその他の資料」と定義される（第1232条g項(a)(4)(A)）。この教育記録の定義では、「文書作成者が単独で所持し、かつその者の代替職員以外の者がアクセスされまたは漏らされることがない、教育職員、管理職員、行政職員の記録」が除外される（第1232条g項(a)(4)(B)(i)）。当裁判所が解決すべき問題は、生徒によって相互に採点された教室での学習活動や課題が教育記録に該当するかどうかということである。

被上訴人ファルヴォの3人の子は、オクラホマ州トゥルサ郊外のオワッソ独立学校区で就学している。この子ども達の教員は、この国の多くの教員と同様に、生徒相互採点という教育方法を用いている。典型例としては、生徒達が相互に答案を交換して教員の指導に従って採点し、その後本人に答案を返す。教員は自分の得点を報告するように生徒達に指示する。本件では、生徒は得点を読み上げるか教卓へ行って秘密裡に得点を報告することができたという事実が明らかになっているが、この段階までで、当然、得点は採点を行った他方の生徒に少なくとも知られている。生徒相互採点という教育方法と得点を読み上げるという方法の両方が、ここでは争点になっている。

被上訴人は、生徒相互採点という教育方法によってファルヴォの子ども達が恥をかいたと主張した。被上訴人は、生徒相互採点を禁止し教員達自身で課題を採点すること、または少なくとも生徒達が自分以外の答案を採点するのを禁止することを教員達に要求する政策を採用するように学校区に求めた。学校区はそれを拒否したため、被上訴人は、学校区、デイル・ジョンソン教育長、リーン・ジョンソン教育次長、およびリック・トーマス学校長に対して合衆国法典42編1983条に基づいて集団代表訴訟（class action²⁷⁾）を提起した。被上訴人は、学校区の生徒相互採点という教育方法がFERPA およびこの裁判では関連のないその他の法律に違反したと主張した。オクラホマ州北地区連邦地方裁判所は、学校区の立場を支持して略式判決（Summary Judgment²⁸⁾）を認容した。地方裁判所は、一方の生徒によって答案に記載された得点は、この

27) 共通点を持つ一定範囲の人々（class）を代表して、一人または複数名の者が、全員のために原告として訴え、あるいは被告として訴えられるという訴訟形態。田中英夫編『BASIC英米法辞典』（東京大学出版会、1993年）32頁。

28) 重要な事実について真正な争点がなく、法律問題だけで判決が下せる場合に、申し立てによりなされる判決。訴答、その他の一件記録、宣誓供述書などに基づいてなされる判決。田中編・前掲注31 180頁。

段階では、「教育行政機関または教育機関、もしくはそれらの機関のために活動する人によって保管される」記録には該当せず（第1232条g項(a)(4)(A)）、よってFERPAに基づく「教育記録」の要件を構成しないと判示した。以上の理由から、生徒相互採点はFERPAに違反しないと結論付けた。

第10巡回区連邦控訴裁判所は、原判決を破棄した（233 F.3d 1203(2000)）。FERPAは、学校が連邦財政援助を受けるために充たさねばならない条件を指示しており、最初の問題として同裁判所は、条件が充たされていない場合にFERPAが生徒および親に私的請求権を付与しているかどうかを検討した。私的当事者に請求権を付与する法律において明白な権利付与の欠如があるにもかかわらず、控訴裁判所は、被上訴人が合衆国法典42編1983条に基づいてFERPAに定める事項を執行させるために提訴することができると判示した（233 F.3d at 1211-1213）。実体審査では、控訴裁判所は、生徒相互採点という教育方法がFERPAに違反すると判示した。生徒相互の活動で記載された得点は、FERPAによって保護される教育記録であり、よって採点するという行動はまさに採点する生徒への情報の開示であって認められないと判示した（233 F.3d at 1216）。

合衆国連邦最高裁判所は、生徒相互採点という教育方法がFERPAに違反するかどうかを判断するために裁量上訴（certiorari²⁹⁾）を認容した（533 U.S. 927(2001)）。FERPA違反のないことが明らかになったので、当裁判所は原判決を破棄する。

II

初めに、合衆国連邦最高裁判所は、FERPAが被上訴人のような私的当事者に第1983条に基づく作為請求権を与えているかどうか未解決の解決すべき問題であると述べる。当裁判所は、他の事件でこの問題の裁量上訴を認容している（*Gonzaga Univ. v. Doe*, 534 U.S. 1103(2002)を参照）。さらに、両当事者は、第10巡回区連邦控訴裁判所による裁判の前に第1983条の問題については争わなかった。控訴裁判所は自発的にこの問題を取り上げ、上訴人はこの問題について裁量上訴を請求しなかった。当裁判所は、「控訴裁判所で提起・検討され、あるいは最高裁判所が裁量上訴を認容した問題に含まれているという理由で事件を判断すること」が最高裁判所の任務であるから、当裁判所の裁判ではこの問題を解決する必要はない（*Bragdon v. Abbott*, 534 U.S. 624(1998)）。当裁判所が想定するこれらの状況では、この問題についての意見をそれほど判断・説明することはないが、両当事者は、この問題について当裁判所の裁判ではFERPAの規定を執行させるために第1983条に基づいて教育行政機関を訴えることができる。当裁判所は第1983条の問題を未解決にしたままであるが、被上訴人の連邦法に関する訴えは「連邦問題を含まないのと同様に訴えの利益を完全に欠いている」ので、当裁判所は主要な問題の裁判を行う（*Steel Co. v.*

29) 上訴を受理するか否かが、上訴を受ける裁判所の完全な裁量にかかる場合を言う。上訴は、重要な法律問題を含むと上級審が判断した場合に許される。田中編・前掲注27 27頁。

Citizens for Better Environment, 523 U.S. 83, 89 (1998))。これらの予備的な考察を伴い、当裁判所は実体審査を行う。

両当事者は、他の生徒が課題を採点する時点で課題が教育記録に該当する場合、生徒相互採点、または少なくとも教室で自らの得点を読み上げるように指示するという教育実践は、第1232条g項(b)(1)に基づく記録の第三者開示として許されないであろうということに同意することを明らかにしている。この点について判断せずに、当裁判所は、分析のために両当事者の同意が正しいと推定する。しかし、両当事者は、生徒相互で採点された課題が教育記録の要件を仮にも構成するのかどうかについて同意していない。答案は生徒に直接関連のある情報を含んでいるが、「教育行政機関または教育機関、もしくはそれらの機関のために活動する人によって保管されている」時および場合のみFERPAに基づく記録となる（第1232条g項(a)(4)(A)）。

上訴人は、法廷助言者たる合衆国によって支持を受け、この定義が教育機関の記録のみに及ぶと主張する。すなわち、これらの資料は教育課程の事項として恒久記録に保存される。両当事者は、「教育行政機関または教育機関によって保管される」記録が最終的な教育課程における評点、生徒の評点の平均、標準テストの得点、出欠記録、カウンセリング記録、および懲戒記録を含むが、生徒の家庭あるいは授業での学習活動は含まないと主張している（原告の上訴趣意書17、合衆国の上訴趣意書14）。

被上訴人は、控訴裁判所の判決理由を採用して、生徒相互で採点された課題は教育記録の定義の中に含まれると主張している。その定義には、「教育職員、管理職員、行政職員の記録で、文書作成者が単独で所持し、かつその者の代替職員以外の者がアクセスされまたは漏らされることのないもの」が除外されている（第1232条g項(a)(4)(B)(i)）。控訴裁判所は、教員補助簿が教育記録に該当しない場合、例外を定めようとする連邦議会にとって必要とはされていなかったであろうと論じた。控訴裁判所は、教員補助簿およびそこに記載される得点が教員によって「保管されて」おりFERPAの適用が及ぶと判断した（233 F.3d at 1215）。控訴裁判所は、教員が補助簿に結果を記録するまでは個々の生徒の課題の得点を保管していないと理解した。しかし、控訴裁判所は、連邦議会が一旦補助簿に記載された生徒の得点の第三者開示を教員に禁止する場合、事前に直接的に第三者開示を許す理由が理解できないと論じた（233 F.3d at 1216）。控訴裁判所はこうして、得点が教員に報告されるまでは生徒が得点を保管していると判示した。

控訴裁判所の論理は、最高裁判所の審査に耐えうるものではない。また、控訴裁判所の解釈は、我が国の学校の運営における州政府と連邦政府の間の責任の分配に劇的な変更をもたらしたであろう。当裁判所は、立法の明白な目的があるにもかかわらず連邦問題の均衡に実質的な変更をもたらすFERPAの解釈を目の当たりにしてためらうであろう。この原則によって当裁判所の判断は導かれている。

2人の法案提案者は、他の生徒によって採点されるとすぐに課題が教育記録の定義を満たすと

する控訴裁判所の判断には誤りがあったと最高裁判所に話している。第一に、生徒の答えは、他の生徒によって採点されている段階では、第1232条g項(a)(4)(A)の意味する範囲内で保管されていない。「保管する」(“maintain”)という言葉の通常の意味は、「現存または継続して保つこと；保存する；保持する」である(ランダムハウス英語辞典1160(第2版、1987年))。教員補助簿が教育記録に該当すると想定しているとしても、(それは両当事者が争っている点であって当裁判所がここで判断しない点であるが、)生徒相互で採点された課題の得点は、教員が得点を記録するまでは「その中には含まれ」ない(第1232条g項(b)(1))。生徒達が他の生徒の課題を採点しまたは自分の得点を読み上げるまでは、教員は得点を保管していない。また、採点した生徒達は、第1232条g項(a)(4)(A)の意味する範囲内の得点を保管していない。「保管する」という文言は、FERPAの対象たる記録が、たとえ生徒が卒業した後であっても、おそらく学校の記録保管室で書類整理棚にまたは恒久的で安全なデータベースに保管されるであろうということを示している。採点した生徒達は、教員が正解を読み上げる時にほんのわずかな時間だけ課題を取り扱うのみである。記録係が恒久的なファイルに生徒のフォルダを保管するのと同じ方法で生徒が答案を保管すると言うのは、非現実的である。

また、採点した各々の生徒が第1232条g項(a)(4)(A)の意図する教育機関「のために活動する人」であるとする控訴裁判所の断定には誤りがあった。「~のために活動する」(“acting for”)という文言は、学校で働く人、例えば教育職員、行政職員、その他の学校従業員を意味している。生徒達が教員の指示に従って問題を解く時に教育機関「のために活動する」と言うことが我々の通常理解と一致しないと同様に、生徒達が教員の指示に従って採点するときに教育機関「のために活動する」とは言い難い。他の生徒の学習活動について誤りを見つけて正しく直すことは、テスト受けることそれ自体と同様に課題の一部となり得る。新たな文脈において再び学習事項を教えるというのは一つの方法であり、そしてその方法は仲間の生徒を助けたり敬ったりする方法を生徒達に示すのに役立つ。生徒達が答案を採点する時に正解を学級全体に説明することにより、教員はその学習活動を補うだけでなく、生徒達が教材を理解しているかどうか、次の学習へ進む準備ができていのかどうかを発見することができる。当裁判所は、FERPAがこれらの教育技術を禁止していると考えていない。当裁判所はまた、「教育機関のために活動する人によって」という文言が「保管する」にかかるという事実を見失ってはならない。生徒達が課題を採点している時は教員のために活動していることにたとえ誰かが同意するとしても、それは生徒達が課題を保管している教育機関のために活動していると言うこととは異なる。

FERPAの他の条項によって最高裁判所の解釈は裏付けられている(*Davis v. Michigan Dep't of Treasury (1989)*を参照(制定法の文言が、文言の文脈の中で解釈されるとともに、全体的な制定法の構造における文言の位置についての見方を伴って解釈されねばならないことは、制定法の解釈の基本的な規準である))。例えば、FERPAは、「各生徒の教育記録とともに、ある記

録を保管する」ことを教育機関に求めている（第1232条g項(b)(4)(A)）。この記録は、生徒の教育記録へのアクセスを申請した個人および申請をなした理由を一覧にせねばならない（第1232条g項(b)(4)(A)）。そのアクセスの記録は、「親、当該記録の管理に責任のある教職員およびそのアシスタントに対してのみ利用可能でなければならない」（第1232条g項(b)(4)(A)）。

教育記録についての控訴裁判所の幅広い解釈に基づけば、全ての教員は、別々に各生徒の課題へのアクセスの記録を保管する義務を負うであろう。その代わりに、控訴裁判所の論理により、自分の答案を採点した生徒であっても、課題が返ってくるまではアクセスの記録を保管する義務を負うであろう。当裁判所は、連邦議会が全ての教員にそのような重い行政上の義務を課しているのかについて疑いを持っているが、連邦議会が生徒への命令に拡大してはいないことは確かであろう。

また、FERPAは、各生徒へのアクセスの「記録」を要求している。この単一の記録は、「教育記録とともに」保管されねばならない。これは、連邦議会が、教育記録は単一のアクセスの記録とともに一つの場所で保管されるであろうということを考慮したことを示している。記録の管理に責任のある職員として「学校職員」および「学校職員のアシスタント」と規定することにより、FERPAは、教育記録が、記録係のような、単一の集中的な管理者によって保管される教育機関の記録であって、別々の教室において採点した多くの生徒達によって取り扱われた個々の生徒の課題は該当しないことを示している。

さらに、FERPAは、我が子の教育記録の正確性を争うことができるヒアリングの機会を親に与えることを、連邦財政援助の受給者に要求している（第1232条g項(a)(2)）。このヒアリングは、「教育長官の定める規則に従って」行われねばならず、直接利害関係のない職員による裁決と親が弁護人により代理されるための機会を順に要求している（連邦行政規則34編92条22項(2001)）。連邦議会が、全ての書き取りテストの得点や我が子が制作した芸術作品の評価の正確性に異議を申し立てるためにこの手の込んだ手続きの仕組みを親にもたらしたのかどうかは、疑問の余地がある。

生徒の家庭または授業での学習活動に適用範囲を及ぼすために被上訴人が採った「教育記録」の文言の論理構成は、全国の教員に実質的な義務を課すであろう。その義務は、授業やその準備に費やされる時間を日常的な生徒の課題を採点するために割くように、全ての教員に強いるであろう。被上訴人の考え方は、教員が即時的な指導を生徒に行うことをより難しくさせるであろう。被上訴人が主張する解釈は、その他の習慣的に用いられる教育方法、例えばチームで取り組む課題をグループで評価するような教育方法を止めるように、教員達に強いるであろう。確かに、被上訴人の考え方の論理上の結果は、ほとんど際限がない。口頭弁論において、被上訴人の代理人は、全国の数千に及ぶ教室のいくつかで教員が、教室での課題にスマイルマーク（“a happy face”）金星マーク（“a gold star”）を貼り、または批判的な感想を記載するのであれば、

FERPAはそれを見ることを生徒達に認めないということに同意しているように思われる。

当裁判所は、連邦議会が、伝統的な州の機能をこの強烈なやり方で妨げることを意図していたかどうかについて疑問を持っている。控訴裁判所のFERPAの解釈に基づけば、連邦の権限は、全国の教室で特定の教育方法や教育的な力学に極めて小さな統制を行使するであろう。連邦議会はこの結果をおそらく強制しておらず、そして当裁判所はそれを要求するように制定法を解釈しない。

以上の理由から、教員補助簿が教育記録に該当すると想定するとしても、控訴裁判所の判断には誤りがあり、生徒達的答案に記載された得点は、少なくとも教員が得点を拾ってそれを自分の補助簿に記録するまでは、FERPAに基づいて適用範囲は及ばないであろう。当裁判所はこの小さな争点についての判断に限定し、個々の生徒の課題の得点が、一旦教員に戻されるとしても、FERPAによって保護されるかどうかという大きな問題については判断しない。

控訴裁判所の判決は破棄され、本件は差し戻される。

補足意見 (CONCUR)

スカリア裁判官は、この判決に同意している。

私は、当裁判所が説明するように、他の生徒の答案を採点した生徒がこの語句の通常の意味で学校「のために活動している人」には該当しないので、生徒相互で採点された答案は他の生徒が保管した状態である間は「教育記録」の要件を構成していないという当裁判所の判断に同意している。しかし、私は、裁判所によって繰り返し示された他方の点には同意できない。それは、教育記録が学校のいくつかの集中的な収納場所で保存される資料だけを含むというものである（『『保管する』(‘maintain’) という文言は、FERPAの対象となる記録が学校の記録保管室で書類整理棚または恒久的な記録のデータベースに保存されるであろうことを示している。[採点した生徒は、] 記録係が恒久的なファイルに生徒のフォルダを保管するのと同じ方法で答案を保管していると言うのは、非現実的である。』)、(「FERPAは、教育記録が単一の集中的な管理者、例えば記録係のような人によって保存されている教育機関の記録であることを当然意味している。』)。

当裁判所が認めるように、連邦議会は、教育記録が記録係のような単一の集中的な管理者によって教育機関の記録だけを含む場合、FERPAの適用範囲から「…教育…職員の記録で、文書作成者が単独で所持し、かつその者の代替職員以外の者がアクセスされまたは漏らされることがないもの」を除外した(第1232条g項(a)(4)(B)(i))。被上訴人は、教育記録が記録係のような、単一の集中的な管理者によって保存される教育機関の記録だけを含む場合、教員補助簿を含む、教員が教室で作成・保管しうる多くの資料をおそらく含むこの例外を無意味なものにしたであろう。当裁判所は、当然、規定全体を無効の状態にするようなやり方で制定法を解釈していない(United

States v. Nordic Village, Inc. (1992)。

最高裁判所は、被上訴人の主張が正しくないこと、そして「教育職員の記録」の除外を外見的に不必要なものにする「集中的な管理者」の原則に今も依存し続けていることの理由を説明していない。悪いことに今なお、教員補助簿を明らかに除外する理論に依拠しているが、当裁判所は、教員補助簿が教育記録に該当するかどうかを判断していないと主張している。私の考え方では、記録の「集中的な管理者」の理論を当裁判所が是認することは、外見的には第1232条g項(a)(4)(B)(i)に反しており、(教員補助簿の位置付けについての何らかの考え方を裁判所が否認することと結びついた場合) 救いようなく取り違えており、本件の判断のためには不必要である。

三 若干の検討

1 「教育記録」の定義について

生徒が採点した答案の得点が第1232条g項(a)(4)に定める「教育記録」に該当するかどうかについて、第10巡回区控訴裁判所と連邦最高裁判所は、「保管する」と「教育機関のために活動する人」の文言の解釈に着目した。控訴裁判所は、教員補助簿に記録された得点を代替職員が閲覧することが第三者開示に該当すると考える限り、それを「事前に直接的に他の生徒への開示を許す理由が理解できないことを理由に、採点した生徒達が得点を付けた段階で「教育記録」に該当し、採点した生徒達は「教育機関のために活動する人」に該当すると判断した。これに対して最高裁判所は、「保管」という文言には「現存または継続して保つこと」という意味が含まれると解釈した上で、生徒が相互に採点を行った時点では得点は教員補助簿に記録されておらず、少なくとも教員が得点を教員補助簿に記録するまでは「保管」しているとは言えないことを理由に「教育記録」に該当せず、また、「教育機関のために活動する人」とは「教育職員、行政職員、その他学校従業員を意味している」と解釈した上で、一般的な理解とは明らかに異なることを理由に、採点した生徒達は「教育機関のために活動する人」に該当しないと判断した。

2 「教育記録」の第三者開示について

自分の答案を他の生徒に渡して採点してもらう行為が第1232条g項(b)(1)に定める第三者開示に該当するかどうかについて、控訴裁判所は、前述の通り採点した生徒達を「教育機関のために活動する人」と捉えた上で、生徒相互採点という教育方法は第三者開示に該当すると判断した。これに対して最高裁判所は、前述の通り採点した生徒達を「教育機関のために活動する人」ではないと考えた上で、生徒相互採点の意義を認め、FERPAがこの教育技術を禁止しているとは考えられないことを理由に、生徒相互採点は第三者開示には該当しないと判断した。

3 〈プライバシーの権利論〉対〈教育裁量論〉、〈法律論〉対〈教育論〉

控訴裁判所判決の最大の意義は、教育記録の第三者開示同意権をプライバシーの権利の一部と捉えようとするとともにそれを合衆国憲法修正14条から導き出そうと試みたことである³⁰⁾。そのため、採点した生徒が持っている他の生徒の答案の得点を「教育記録」に該当すると判断し、生徒相互採点がFERPAの禁止する第三者開示に該当すると判断したのである。しかし、「他の生徒の課題を教員の指示に従い客観的な立場から採点するという行動を通じて、生徒自らが陥りやすいミスを発見し、理解を深化させる」という教育効果に着目すれば、控訴裁判所の解釈・判断は、「相互採点活動が有する教育学的効果を捨象した一面的理解である」という指摘がある³¹⁾。他方、最高裁判所判決の最大の意義は、学校で教員が用いる教育学的な根拠のある教育方法が、プライバシーの権利の概念から過度に制約を受けないように配慮したことである³²⁾。そのため、採点した生徒が持っている他の生徒の答案の得点を「教育記録」に該当しないと判断し、生徒相互採点の教育学的意義を展開して第三者開示に該当しないと判断したのである。しかし、法廷意見は、教員補助簿に記録された得点の「教育記録」該当性について直接的に判断をしていない。この点について、「教務手帳が教育記録に含まれないことを示唆する一方で、教務手帳の教育記録該当性について判断することを回避するという法廷意見の姿勢は、ある種の矛盾を含む」という指摘がある³³⁾。

プライバシーの権利は個人の人格価値に関わる重要な権利として尊重されねばならないが、他方で、近代以降の学校教育は集団で行われてきており、その教育学的な意義・効果にも十分に留意せねばならない。

(研究紀要編集部は、編集発行規程第5条に基づき、本原稿の査読を論文審査委員会に依頼し、本原稿を本誌に掲載可とする判定を受理する。2010年4月28日付)

30) 控訴裁判所判決は、「生徒達の学校での学習活動やテストの評価を第三者に開示するのをFERPAが禁じているという当裁判所の結論は、個人情報の第三者開示を禁止するための憲法上の権利の範囲についての当裁判所の判断を性格付けているのであるが、中学校での学習活動やテストの評価を第三者に開示するのを防ぐための権利が、憲法から導き出される基本的人権に深く根付いた概念だと当裁判所が言うことはできない」と判示し、第三者開示同意権について憲法上の権利との関わりを強く意識した。

31) 坂田仰・前掲注5 124-125頁。

32) 坂田仰は、最高裁判所判決の意義について『「学校という特別な環境の下で」どの程度の権利行使を認めるべきなのかというTinker判決の法理は、自己情報コントロール権についてもまた複雑な影を投げかけてきたといえる。…Falvo判決は、Tinker判決以降、急激な法化現象が進行したアメリカの学校教育において、教育の本質は何かという基本的視点到再度立ち返る必要性を示したという点において、大きな意義を有しているといえる」と述べる。坂田仰・前掲注5 125頁。

33) 坂田仰・前掲注5 125頁。